

都市再生特別措置法施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 都市再生特別措置法施行令の一部改正

一 民間事業者が協議会を組織するよう要請することができる都市開発事業の規模は、一ヘクタールとすること。ただし、当該都市開発事業の事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の事業区域の面積の合計が一ヘクタール以上となる場合にあっては、〇・五ヘクタールとすること。

(第二条関係)

二 熱供給施設に準ずる施設は、水等を加熱し、又は冷却し、かつ、当該加熱され、又は冷却された水等を利用するために必要なボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整圧器、導管その他の設備とすること。

(第三条関係)

三 公共下水道の排水施設から下水を取水するために設ける接続設備は排水施設の下水の排除に著しい支障を及ぼすおそれが少ない箇所にて設けること等の公共下水道管理者の許可に係る基準を定めること。

(第四条関係)

- 四 公共下水道の排水施設に流入させる下水に混入することができる物は、凝集剤であつて公共下水道管  
理者が公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとすること。（第五条関係）
- 五 その他所要の改正を行うものとする事。

## 第二 附則

この政令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする事。